

## 令和5年第4回高浜市議会臨時会会議録

令和5年第4回高浜市議会臨時会は、令和5年11月14日  
午前10時高浜市議場に招集された。

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告第13号 令和3年度健全化判断比率の修正について  
日程第4 議案第63号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ  
いて  
議案第64号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定の変更について  
日程第5 議案第65号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第6回）  
日程第6 議案第66号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

### 出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

### 欠席議員

なし

### 説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	木村忠好
総	合政策グループリーダー	榊原雅彦
総	務部長	杉浦崇臣

財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	磯 村 和 志
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明
監査委員事務局長	加 藤 直
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、公私ともに御多用の中、皆様方に出席を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案されました議案につきまして、厳正かつ公平なる審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第4回高浜市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集の挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

令和5年第4回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方

に御参集いただきまして、誠にありがとうございました。日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件は、議案4件、報告1件の計5件でございます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御可決あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時2分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の臨時議会ですが、非常に市民に影響のあることですし、将来の財政負担にも大きく関わってくる議案が勢ぞろいというか、そういった議案ばかりでございます。そういった意味でも、本来であれば、委員会付託をするような議案ばかりなんですけれども、委員会付託をしないのであれば、ぜひ議案の質疑に関しましては、市民の皆様にもしっかり御理解いただけるように回数制限をなくすなどの措置をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。

午前10時3分休憩

---

午前10時11分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの御異議ですが、現在、私のほうから議事日程についてお聞きしました。

そして、今の御異議についてですが、定例会の発言の回数制限につきましては、会議規則にのっとって定まっております。本来でありましたら、今の提案を議会運営委員会のほうで提案いただき、お諮りいただいた上で定例会に臨むということだと思われまますので、この臨時会では、先ほどの御異議については却下をいたします。なので、本臨時会におきましては、会議規則のとおりやっておりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、日程表の確認をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、10番、北川広人議員、11番、鈴木勝彦議員を指名いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、招集されました令和5年第4回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る11月7日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いにつきましては、報告、議案上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行い、委員会付託を省略して全体審議で願うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどから申しておりますとおり、私は、やはり委員会付託は省略すると

というのは、今回の議案に対してはあり得ないと思いますので、委員会付託をお願いしたいと思います。

私は、議会運営委員会の委員になれておりませんので、ぜひとも本会議で決めていただくようお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 議会運営委員長、北川広人議員。

○議会運営委員長（北川広人） 議会運営委員会においては、委員会メンバーからの議案を審議するだけのところではございません。通常だと、各派代表者会議においてそのような提案をしていただいて、そして議運で諮るべきだということになれば、議運のほうにおのずと上がってくることであります。それが今回なく、この場で異議を申し立てるとというのは、全く不適當だというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ただいま御異議ありましたが、採決いたしたいと思います。

お諮りいたします。

本臨時会の議事運営について、ただいま議会運営委員長の報告のとおりとすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 賛成多数です。ありがとうございます。よって、本臨時会の議事運営については、議会運営委員長の報告のとおりとすることに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第3 報告第13号 令和3年度健全化判断比率の修正についてを議題といたします。

報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第13号 令和3年度健全化判断比率の修正について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率の修正について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものであります。

次のページを御覧ください。

健全化判断比率のうち将来負担比率について、バー表示から19.9%に修正させていただくものでございます。

資料を2枚おめくりいただきまして、最終ページを御覧ください。

上の表は、令和2年度と令和3年度の比較でございますが、令和3年度の将来負担比率を修正したことにより、令和3年度の将来負担比率は、前年度の令和2年度の将来負担比率と比較して

1.3ポイントのプラスとなります。

下の表は、令和3年度と令和4年度の比較でございますが、令和3年度の将来負担比率を修正したことにより、令和4年度の将来負担比率は、前年度の令和3年度の将来負担比率と比較し1.9ポイントのプラスとなります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） ここで監査委員に、報告第13号 令和3年度健全化判断比率の修正について、審査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（伴野義雄） それでは、令和3年度健全化判断比率の修正に伴う審査の結果について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました令和3年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率について再審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っていることを確認いたしました。

以上で令和3年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率の修正に伴う審査の報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（杉浦康憲） ただいまの報告第13号は、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第63号及び議案第64号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第63号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の3ページ、4ページも併せて御参照ください。

本案は、高齢者の健康増進を目的とした交流の場である介護予防拠点施設の一つ、全世代楽習館を廃止することから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、高浜市全世代楽習館の名称、位置及び事業を削るとともに、展示サービスの利

用登録及び使用料についても条例から削るものであります。

なお、この全世代楽習館の廃止に伴い、この施設で実施をしていました介護予防事業及び児童クラブ事業につきましては、現在、高取ふれあいプラザなど市内にある別の公共施設等を活用して、それぞれの事業を継続いたしております。

最後に、附則におきまして、この条例の施行を令和5年12月1日からといたしております。

続きまして、議案第64号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、平成30年12月の市議会定例会において議決を得た高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について内容を変更する必要が生じたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この施設は、耐震診断を実施した結果、大規模な地震により倒壊や崩壊の危険性が高い建物であることが判明したことから、これを廃止することに伴い、指定管理者としての指定の期間を平成31年4月1日から令和5年11月30日までに変更するものであります。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただくようお願いいたします。  
14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、議案第63号について質問させていただきます。

今説明がありましたように全世代楽習館は、耐震強度が不足しているということで廃止することですが、現在の建物は解体するのか、改修するのか、どのようにするのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 全世代楽習館につきましては、これまでの認知症予防事業やアクティビティに関する介護予防事業などは、今年度末までは耐震性のある公共施設のほうで活動していただくことで御了解いただいておりますが、今後につきましては、解体をするのか、それとも耐震補強工事をするのかというのは、現在も検討中でございますので、現時点では未定という形になります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 現在では未定だといって、そのところを例えば改修とするならば、どのような形でやるのかというのはどこで議論されているのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 公共施設総合管理計画によりますと、全世代楽習館というのは複合化の検討対象となっております。ですが、児童クラブの機能については、今後も継続して維持して

いく施設となっております。

したがいまして、児童クラブの機能を担う別の施設が校区内にあれば、全世代楽習館を取り壊すこととなりますけれども、逆になければ、耐震補強して全世代楽習館を維持していくということになります。

ただ、全世代楽習館、御存じのとおり昭和38年の建築で、コンクリートブロック造りということで、既に建設から60年がたっております。耐震診断を委託した業者からの報告書によりますと、耐震補強のための設計及び工事の実施には、およそ4,500万円必要だということが判明しております。

加えまして、電気、ガス、給排水、また空調といった附帯設備も老朽化しておりまして、今後とも施設の使用を継続する場合は、こういった部分の一定の改修、あるいは更新工事が必要となっております。

現在、こういった延命化の工事にどの程度お金がかかるのか、こういったものも、今、業者から見積りを徴収しておるところでございますので、費用対効果等が出そろった段階でどうしていくのかを決定してまいります。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 議案第63号について伺います。

今、市内にある別の公共施設へ移動して運用されているということですが、いつまでこれを運用させていくお考えかということと、あと親が終わってから、どちらに迎えに行くのかということをお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 恐らく児童クラブの運営についての御質問かと思えます。

現在、旧中央児童センターでクラブ活動のほうを行っております、お迎えについては、原則、児童クラブ、中央児童センターのほうにお迎えに行くと。

いつまでかということにつきましては、先ほど福祉部長が回答しためどがつくまでというふう考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 旧中央児童センター、ほかの学区になると思うんですけれども、そこへ子供を移動させるということは、子供にとって不安であって、問題があるのかと思うんですけれども、そのあたりいかがお考えかお願いします。

○議長（杉浦康憲） すみません、柴口議員、送迎の関係は予算のほうにありますので、予算のほうでまた改めてお願いいたします。



ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） まず、第63号、第64号に係ることで、全世代楽習館をなぜこのタイミングで耐震診断を行ったのかを1つ目としてお聞きします。

2つ目の質問として、第64号に係る質問として、これまで全世代楽習館で行ってきたいわゆる事業ですが、先ほど児童クラブとか介護予防事業ということがありましたが、これ契約形態が全世代は、これは児童クラブは指定管理者ですが、介護予防事業のほうについての契約形態については教えていただきたいと思います。

それから、第63号、第64号に係ることで、この全世代楽習館を、先ほどどうなるか分からないというお話がありましたが、現在使われていないということと、それから、今後、もし解体した場合、補助金の返還の発生があるのかどうかについてお答えください。もしないのであれば、それはないことについての理由も併せてお願いいたします。

それから、第63号、第64号に係ることで、全世代楽習館が平成15年に改修しております。平成15年というのは、新耐震基準になっているときですので、この新耐震基準に合致した改修をなぜこのときに行わなかったのかについてもお聞かせください。

取りあえず1回目の最後の質問として、第63号についてお聞きします。

今回、「サロン赤窯の展示販売サービスの利用者及び全世代楽習館の展示サービス」を「及びサロン赤窯の展示販売サービス」に改めるということなんですけれども、これ今回、いわゆる耐震により介護予防事業がなくなるということなんですけれども、今回、サロン赤窯のほうも同じように介護予防事業をやっているかと思うんですけれども、このところ、なぜこれは削らなかったのか。サロン赤窯の現状とか今後の利用についても併せて教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） まず、耐震診断の関係になりますが、先ほど福祉部長からの説明がありました。全世代楽習館につきましては、平成15年に全面的な改修が行われておまして、新耐震基準により増築がされておりましたことから、建物の耐震性を有しているものだと考えておりました。

楽習館の児童クラブの事業では、多くの子供たちが日々利用している施設で、公共施設総合管理計画の中では、今後も継続していく施設に位置づけられていたことから、今回、耐震診断を実施することになったという背景がございます。

補助金の返還につきましての御質問については、取壊しに伴います補助金の返還の要否につきましては、最終的には市で判断することを、今まで解体してきました宅老所のこっちゃん、悠遊たかとの際に愛知県に確認しております。

全世代楽習館の移転先につきましては、内部で検討して、指定管理者であるNPO法人全世代

楽習塾の皆様と耐震補強工事や解体、移転などを含め、現在も協議、検討を行っている段階となります。したがって、現時点では、取壊しを行うことはまだ決定はされておきませんので、手続は至っておりませんので、補助金の返還の件につきましては、まだ対応していないという状態となります。

あと平成15年の大幅な増改築を伴った改修工事を行ったときに、新耐震で改修がされておったということで、なぜ耐震性能がないのかということにつきましては、当時の建築確認申請による構造の建物が現在も耐震性があるかどうかは、具体的な建物の状況に依存してまいりますので、建築基準法や建築規制が変更された場合、古い建物が現行の基準を満たしているか、満たしていない可能性もあり、建物の耐震性を確認するには、専門家による詳細な調査が必要になってくると考えております。

あとはサロン赤窯の利用状況につきましてですが、サロン赤窯は、平成30年度までは介護予防拠点施設として活動を行ってまいりましたが、ものづくり工房あかおにどんの機能移転に伴いまして、令和元年度以降、新たな担い手が見つかるまでの間、休止をしております。

もともとサロン赤窯の設置の目的としては、瓦職人が多い地域性を生かして、地域の伝統文化をよく知る高齢者ボランティアが案内人となって活躍できる場所を生かして、介護予防を図るとともに介護予防施設など地域全体を紹介していただき、多くの高齢者の外出の機会を確保するという目的で進めておりましたので、今後もそういった事業を実施してまいりたいと思っております。

今回、サロン赤窯を廃止しなかったという理由につきましては、現在休止しておりますが、新たな担い手が見つければ、このサロン赤窯には塩焼瓦窯の窯もありますので、併設されていますので、利用者へのガイドサポートといった高齢者の皆さんの活躍の場、閉じ籠もりを防止して、認知症や介護予防に寄与できると考えておりますので、現段階では廃止することは考えておりません。

○議長（杉浦康憲） 答弁漏れはありませんか。

福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 介護予防事業の契約形態の関係でございますけれども、こちらにつきましては、全世代楽習館の建物の管理も含めまして、指定管理という形で業務委託をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今の答弁について再度質問したいと思います。

まず、なぜこのタイミングで耐震診断を行ったのかということに対して、建物の耐震性を有していると思われたというちょっとびっくりするような発言があったんですけども、いわゆる旧

高取幼稚園、耐震性があったものがすぐ近くにあったにもかかわらず、取り壊すことが決まってから耐震診断を行っているということで、ここもちょっと理解できないということと、あとこれ、建物の耐震性を有していると思われていたという、これ非常にちょっと私、びっくりする発言で、これ例えば、総合管理計画でも耐震性ありとか、いろいろまだないものもあるんですけども、有していると思われていたという建物、公共施設、まだこれほかにあるんですかね。これ非常に調査しないと、市民に安心・安全に公共施設を使っていただけないので、そこをちょっと調査すべきだと思いますので、そこに対してもお答えいただきたいと思います。

それから、今、全世代楽習館の行ってきた介護予防事業が建物の指定管理の中に入っているとされたんですけども、たしかこれ今年の決算委員会で、指定管理の指定管理料の中に、介護予防事業は含まれているんですけども、児童クラブはたしか含まれていないというふうにお聞きしていたんですよね。児童クラブは、そうなると、私は、じゃ、委託でやっていたのかなと思うんですけども、そのあたりがちょっとよく分からないので、そのあたりの御説明をお聞かせください。

今回の指定管理者の指定の変更ありますけれども、結局、これが何の事業の指定なのかよく分からないので、現在の事業形態とそのあたり詳しく御説明していただきたいと思います。

それから、補助金の返還については、現在、取壊しが決定されていないということではっきりお答えされなかったんですけども、これやはり公共施設を継続していく、そのまま耐震補強して使っていくのか、取り壊していくのかという判断については、やはり先ほど4,500万円ぐらい耐震補強の費用が必要だということがあったんですけども、やはり費用対効果をきちんと調べるには、取壊しにもしなった場合に、補助金の返還の金額も、これあらかじめきちんと考えておかなきゃいけないものだと思うんですよね。そのあたり考えられていないのかなと思うんですけども、そのあたりどうしてみえるのか教えてください。

それから、新耐震基準に合致した改修をなぜ行わなかったのかという質問に対して、専門家の調査が必要と言われたんですが、専門家の調査ではなくて、平成15年に改修したときですよ。そのときに、本来では行わなければいけなかった。なぜ行わなかったのかというところが本当にこれよく分かりません。これははっきり言って、違法行為をやっているんですよね。このときに改修しているのであれば、きちんと新耐震基準に合致した改修を行わなければならなかったのに、していないということは、違法行為を私は行っているのではないかと思いますので、そのあたりの御説明をお願いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 児童クラブの業務につきましては、全世代楽習塾と指定管理とは別に委託契約を取り交わしてございます。

○議長（杉浦康憲） 答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 補助金の返還についての御質問がありました。考えていないのかというようにことでしたけれども、介護予防拠点施設、これまでもあかおにどん、くりつくなど補助金を頂いた施設を廃止した経緯もございます。年数等も勘案しまして、補助金の返還は必要がないのではないかと。実際に解体が決まった段階で県のほうに確認をするという考え方でございます。

それから、平成15年のときに新耐震基準に沿ってなぜ行われていないのかというような御質問なんですが、当時、どのような経緯でこのようなことになったのかというのは、ちょっと私どものほうでは承知はいたしておりません。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 公共施設全般の耐震性の問題ですが、令和4年3月議会で倉田議員の一般質問でお答えさせていただいておるんですが、公共施設総合管理計画の中でもこの辺の記載はあると思うんですが、申し上げますと、宅老所が2か所、じい&ばあ、こっちゃん、介護予防拠点施設が全世代楽習館、老人憩の家といたしましては、高浜北部、高浜中部、高浜南部、吉浜北部、吉浜南部、高取北部、高取南部、湯山老人憩の家となりまして、吉浜南部は解体しまして、高浜北部も解体の準備をしておるというところでございます。あとは、高浜市南部ふれあいプラザ。その中で当然耐震がないものについては、今後も診断できるものについては診断をして、必要な措置を取っていくということで答弁をしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、2回が終わりましたので……

〔「質問の意図が違いますので、すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 今の質問に対しての答えが、意図が違うということですか。

〔「質問の意図が違います」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） その意図についてもう一度確認してください。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ごめんなさい、そういうことではなくて、建物が、以前、私は、耐震がないものはどれですかとお聞きしました。お答えいただきました。たしか11施設ぐらいありました。

そうではなくて、現在あると言われていながら、先ほどの答弁があったように、耐震性を有していると思われていたというような建物は無いということによろしかったんでしょうか。全てもう確実に今までこれはないですよと言ったもの以外に対しては、絶対的に建物の耐震があるということで市民にお知らせしてよろしいのかどうか、ここすごい非常に重要なんですけれども、ど

うでしょうか。

○議長（杉浦康憲） すみません、そもそも他の公共施設については、この議案の範囲外ですので、また御質問いただければと思います。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

5番、野々山 啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、議案第63号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第64号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定の変更について、公明党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

まず、議案第63号につきましては、耐震診断結果において、全世代楽習館のI s値（構造耐震指標）0.6を下回る診断結果が判明し、全世代楽習館の一般利用が中止となりました。介護予防事業の継続に伴い、高取ふれあいプラザを使用して活動を継続していくためには必要な改正となると考え、賛成とさせていただきます。

また、議案第64号につきましても、耐震診断結果において、全世代楽習館のI s値（構造耐震指標）0.6を下回る診断結果が判明し、全世代楽習館の廃止に伴い、指定管理者の指定期間変更が必要な改正となると考え、賛成とさせていただきます。

以上でございます。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第63号及び第64号について討論を行います。

この議案は、今年10月6日、全世代楽習館の耐震診断結果が一般的に大地震発生時に安全であると考えられている構造耐震指標0.6を下回るどころか、横方向0.287、縦方向0.437で、倒壊、または崩壊する危険性が高いと判断される0.3を下回るという結果に基づき、施設が利用できなくなったことによる条例の一部改正と、指定管理者の指定の変更議案となっています。

なぜ高浜市は、高浜市公共施設総合管理計画を作成しているにもかかわらず、今頃このように

耐震がない施設が発覚したのでしょうか。

また、この施設は、平成15年に躯体以外全て全面的に改修を行ういわゆるスケルトン改修をしたことから、当時の改修時に耐震改修も行っていなければならないところ、建築確認申請もないというあまりにもずさんな状況のまま放置してきた結果であります。これでは市民が安全に公共施設を利用することができません。高取地区では、児童センターがもともとない上、高齢者の昼食提供施設である悠遊たかとの施設もなくなりました。

一方で、耐震強度のあった旧高取幼稚園を解体してしまうというあり得ない公共施設運営をしています。このようなあまりにずさんで、計画性のない事態を許すことはできません。

しかし、耐震がない施設については、市民の利用は中止しなければなりません、これまでの経緯や全世代楽習館で行ってきた児童クラブについて、今後、民間へ全て移譲されてしまうなど問題があまりにもあることから、賛成することはできません。

以上で反対討論とさせていただきます。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第63号並びに第64号について、市政クラブを代表して賛成の立場で一括で討論をさせていただきます。

議案第64号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定の変更については、令和4年度時点での現況を鑑み、市が耐震診断を行うことを決定し、令和5年10月に結果が報告されました。

市はこの結果を受け、施設利用を中止し、現況では利用が困難であることから、施設を一旦廃止することとしています。施設を廃止する以上、施設管理が必要ないことから、指定管理の期間も令和6年3月31日までを令和5年11月30日までと変更することは、自然の流れであります。

今後の方針は、即決できないこと、仮に耐震補強を行うにしても、1年以上の時間を要することから、議案第63号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正における高浜市全世代楽習館の条項を一旦削除することは当然のことと考えます。

また、施設の管理は不要となるものの、行われている介護予防事業を継続するため、指定管理者と元気はつらつ教室を委託事業として業態を変えて、受入れ先で実施に向けた対応が行われ、利用者の意欲を損なうことのないよう努めているところであります。

以上のことから、住民の安全・安心を担保するため、一連の手続は妥当であり、かつ事業を衰退させることのないよう鋭意努めていることから、議案第63号、第64号について賛成といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案第63号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定の変更について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時。

午前10時52分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（杉浦康憲） それでは、会議を再開いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第65号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第65号 令和5年度一般会計補正予算（第6回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,805万7,000円を追加し、補正後の予算総額を173億5,511万6,000円といたすものであります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

地方債補正は、吉浜小学校長寿命化改良事業について限度額を定めるものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項5目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、前倒し要望した吉浜小学校長寿命化改良事業、令和7年度工事の一部について補助金の交付決定を受けたため計上いたすもので

あります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものであります。

20款4項4目雑入は、楽習館児童クラブの移転による運営形態の変更に伴い、児童クラブ利用保護者負担収入を減額するとともに、公共施設等使用料収入を計上いたすものであります。

30ページ、31ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費の3、地域内分権推進事業は、南部ふれあいプラザの耐震補強工事を実施するための設計業務委託料を計上いたすものであります。

3款1項16目介護保険事業費の1、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金は、介護保険特別会計の財源調整に伴い繰出金を減額いたすものであります。

3款2項3目家庭支援費の10、放課後児童健全育成事業は、楽習館児童クラブの移転及び運営形態の変更などに伴い児童クラブ業務委託料を減額するほか、楽習館児童クラブの児童が移転先へバス移動するための自動車借上料を計上いたす等のものがございます。

10款2項3目学校建設費の2、小学校長寿命化改良事業は、吉浜小学校長寿命化改良事業の令和7年度に予定していた南校舎の屋上及び外壁工事について、老朽化が著しいことから、今年度に前倒して実施することとしたため、その工事費を計上いたすものであります。

10款6項1目保健体育総務費の1、学校保健体育事業は、受診者数が当初見込んだ人数を上回ったことに伴い、健康診断委託料を増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それでは、議案第65号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第6回）の31ページ、2款1項3目12節、南部ふれあいプラザ耐震補強工事实施設設計業務委託の内容と、どのように積算されたのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 31ページの南部ふれあいプラザ耐震補強工事实施設設計業務委託料についてでございますが、今回、予算金額の計上に当たりまして、まず耐震診断の業務委託の報告書の中では、設計金額の概要としては、税込み1,650万円という報告がまず上がってまいりました。そういったものも踏まえながら、実際、予算計上に当たっては2社から見積りを徴収し、その金額の低い業者の金額を採用しております。実際、金額的に過去の直近の3年ぐらいの実施設設計業務委託の金額等々も参考にさせていただきました。そこから見ると、少し割高感がやはりありましたので、内容についてこちらでも精査をしました。



今回、実際、内訳としましては、現地調査、積算業務、アスベスト含有調査、仮設計画、各申請業務、各打合せ業務、諸経費というようなことが項目として計上しております。

その中で、今回、増改築、平成17年の増改築の部分、仕上げ等、そのときの確認申請の中でも確認しているんですが、手戻りがあるてはいけないということで、万が一、アスベストが使われているといけないため、項目として今回入れております。

あと耐震改修ではありますが、主要構造部を触る工事となると、建築確認申請等が必要になる可能性があるため、今回、その項目も入れておりますが、ただ、建築確認申請が不要な場合は、この項目については減額をしていく予定をしております。

あと耐震補強計画の案の中では、天井内の水平ブレースを撤去、新設することに伴い、配線や電気設備なども関わってくるかもしれないというようなところから、そういった電気、機械設備に関する図面作成や積算業務も加味をしております。そうしたところから、こういった金額になっておりますが、不要となる場合は、その部分全て減額をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2点お伺いしたいと思います。

まず、1点目が、先ほども伺いましたけれども、補正予算書の30ページ、31ページの3款2項3目の10、放課後児童健全育成事業に関しまして、旧中央児童センターへバスで移動するということですが、ほかの学区へ移動となることは、子供にとっては大変不安であると思われ、ちょっと問題があるかと思いますが、そのあたりのお考えをお聞きしたいのと、あともう一つ、主要新規事業のナンバー1、地域内分権推進事業に関しまして、南部ふれあいプラザの耐震補強ですが、以前から分かっていたかと思うんですが、それが今このタイミングになったこのことについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 今回、他学区に活動の拠点を移すことについてでございます。学区内の近くの場所の公共施設、10月については高取ふれあいプラザを利用して活動を行い、プラザが使えない場合については、女性文化センターを使用しておりました。

ただ、公民館等、いわゆる他の利用者等が利用する施設、または長期利用、長期休暇、夏休み等では、ほかの高取児童クラブ、高取小学校の利用等、小学校の生徒等の利用により、施設のプラザの利用が継続的に使うことが難しいということがありまして、継続的に安定して活動できる場所として、旧中央児童センターを活用することとしております。

先ほどおっしゃられたように学区外に移動するに当たって、そこに通う際の安全を確保するためにバスを使用するというふうに捉えていただければありがたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 耐震補強工事の設計業務委託、なぜこのタイミングというようなどころでございますが、先ほどもありました、令和4年3月議会の中で、耐震の部分が不明な建物ということで答弁させていただきました。

また、南部ふれあいプラザの建物につきましては、調査を進めていくと、昭和54年度建築した部分において、客観的に耐震基準を満たしている資料がないというところがございますので、先般、耐震診断業務を発注したところ、基準値を満たしていないということが判明しましたので、それに基づいて、今回、耐震改修工事を行うということで、その実施設計業務委託料を今回計上させていただきました。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 旧中央児童センターの話なんですけれども、子供の不安というのは、バスで移動する、その安全は解消されると思うんですけれども、要は子供が学区外に行くという、そこにいるということの不安についての問題、何かお考えかというのをお聞きしたんですけれども、お願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 児童クラブで活動するに当たり、活動する場所は、やはり予約の状況等によりいろいろと変わるところのほうの保護者の送迎に対する不安や、施設を利用するに当たっての利便性等を勘案した中で、活動を継続的に安定に継続できるというところで、現在使われていなかった旧中央児童センターを使用するということを選定しております。

実際に、11月6日から旧中央児童センターのほうをお子さんが利用されている中で、やはり広い施設を利用できているというところについて、特に不安等を感じているというような声は出ておりません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） たくさん質問ありますので、答弁漏れのないようにお願いします。残念ながら委員会付託されませんので、お願いいたします。

3款2項3目のまず先ほどからお話がある児童クラブの件です。

まず、これ今回、委託料が減額されていてということで、それは民設民営で行うということで委託料の減額があるかと思えます。民設民営で行うことになった理由について、まずお聞かせください。1つ目です。

それから、今回、委託ではなくて、民設民営で行うということで、これ一見、何も変わっていないように見えますが、非常に実は大きな変化がありますし、何か問題があったときに責任を取るところがいろいろ変わってきます。なので、児童クラブ、今回、民設民営で行うメリット、民

設民営を決めたということなので、メリットがあるからだと思いますので、メリットについてお聞かせください。

それから、児童クラブについては、確かに民間の事業所もできるんですけども、近隣自治体でこのように児童クラブ、民設民営で行っているところがあるのかどうかについてもお聞かせください。

それから、今、いつから民設民営で行っているのかなと思っていたんですけども、今、11月1日からというお話がありました。10月17日の全員協議会において、ここの施設の耐震性がないよという御説明があったんですけども、なぜ議員に対して今後、民設民営で行っていきますよという説明がなかったのかなと思うんですね。これなぜ議員に対して、そのとき、民設民営で行っていくことを説明せずに、11月からもう既に民設民営で行っているのか、ここのところ御説明いただきたいのと、あと、保護者への説明会を行っていると思いますので、これいつ行っているのか。それから、利用児童何名に対し何世帯の保護者の方が参加されたのかについてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだたくさんありますか。

○13番（倉田利奈） まだたくさんあります。

○議長（杉浦康憲） では、1回ここで切りますので、1つの質問として受けますので、1回ここできちんとした答弁をいただきたいですので、ここで1回切りしたいと思います。

では、答弁を求めます。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、民設民営を行う理由ということで1つ目の御質問でございます。

まず、放課後児童健全育成事業というものが法的にどのような立てつけになっているのかについてから御説明をさせていただきます。

いわゆる児童クラブ、放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援法、児童福祉法ですね、まずは児童福祉法の第6条の3において、放課後児童健全育成事業が定義されており、その事業につきましても、子ども・子育て支援法の第59条において、地域子ども・子育て支援事業として、市町村は、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとするとして、その中に、児童福祉法で規定する放課後児童健全育成事業が定義されております。法的に市が実施する事業として位置づけられている事業の中で、この事業について、こども家庭庁が出している放課後児童健全育成事業の実施要綱において、実施主体としまして、本事業の実施主体は、市町村とすると明記されております。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるというふうに規定がされております。それに基づきまして、いわゆる公設民営で今までの形態において委託を行っていた。また、民設民営になったとしても、それは市が実施主体として委託を行

うことができるというふうに規定がされております。

では、次に、そのいわゆる保護者の負担金等、今回、委託料減になって、その負担金が民設民営として楽習館のほうに入るとい形になります。これも同じ実施要綱に、市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとするというふうに規定されておまして、民設民営で事業者が費用に保護者の負担金を充てることができるというふうに解釈。その中で、委託を行うに当たり、それ相当分の費用というものを差し引いた残りの部分を委託料として支払うというような形で今回整理をしてございます。

ですので、2つ目の質問にも該当するんですけども、いわゆる委託、民設民営に対するメリットというふうに御質問ございましたが、こちらは実際に旧中央児童センターを使用するに当たり、普通財産を使用するというような中で、公設民営でそのまま形態としてなかなか実施することが難しい中で民設民営を選択したということになります。

3つ目の質問で近隣自治体で同様の事例があるのかということでございますが、近隣自治体、ちょっと確認まではしておりませんが、実態としてはあるというふうに認識しております。実際、市内にはいわゆる翼幼保園、吉浜保育園等が実施するひこうきぐもや吉浜児童クラブ等も、いわゆる民設民営という位置づけの中で運営をしてございます。

次に、11月1日からやっているということで、なぜ民設民営の説明がなかったのかという御質問でございます。先ほど御説明させていただいたように、法的な立てつけとしましては、実施主体が市であること。運営主体が楽習館であることについて、何ら変更がないことから、あえて説明をしているものではございません。

保護者説明会につきましては、いつ行われたのかということで、いわゆる運営主体である全世代楽習塾が10月28日に保護者説明会を行っておりまして、その際に高浜市として、私と児童クラブの副主幹が出席をして御説明をさせていただいております。

何名の参加かということでございますが、11月1日現在の児童利用者は39名のところ、18名の保護者が御出席いただいたというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

今の答弁に対しての再質問ではなくて、先ほどの質疑の続きをお願いいたします。

○13番（倉田利奈） 質疑の続きをしてから答弁の再質問をしたほうがよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） はい。

○13番（倉田利奈） すごく頭が混乱しそうなんですけれども、では、質疑の続きを行ってまいります。

さっきのお話聞いていると、民設民営と委託がすごくごっちゃになっているんですね。ごっちゃになっている中で、旧高浜児童センターの貸出しについて、今、無償でという話があったの

で、これ歳入に入っていないので、無償ということの確認についてお聞かせいただきたいのと、無償でやることの理由についてお聞かせください。

さっきから民設民営と委託が全部ごっちゃになった御答弁をされているので、これも分かりません。私、本当に。

先ほどからの答弁でいくと、結局、民設民営なのか委託なのか、どちらか分からないから、この質問すごいしづらいんですけれども、一方では民設民営と言いながら、保護者の使用料は運営の事業所に行く。しかし、一方で委託料が発生するんですよね。本当に分かりません。一体どっちをやりたいのか、これははっきりすべきかと思うんですけれども、何で民設民営で、先ほどの説明も分かりません。民設民営で行うのに何で委託料が発生するのか。これお聞かせください。

それから、先ほどから民設民営と言いながら、途中で委託とも言っていて、もう本当にこれ分からないんですけれども、私は、議案説明会のときに民設民営でと言われたので、私、民設民営の前提で考えていたんですけれども、そうすると、民設民営の場合、バスを市が用意して、それに市の職員が随行するというのは、私、ちょっと理解できないので、市が関与する根拠についてもお聞かせください。

それから、以前、説明会のときに、市の職員が随行するのは、翼児童センターの職員とか市の職員が随行するという話で、じゃ、翼児童センターの職員どうなっちゃうんですか、減っちゃうんじゃないですかという話をしたら、シルバー人材センターの職員をそこで働いていただくという答弁があったと思います。それを基に質問するんですけれども、そうすると、シルバー人材センターは派遣として翼児童センターの業務を行うんでしょうか。どういう形で行うのか教えてください。

それから、高取地区にある別の児童クラブ、高取児童クラブですね、小学校の校舎の一部で運営している高取児童クラブありますね。この高取児童クラブの改修時、今、きれいになりました。多額のお金を使ってきれいになりました。その改修時に、小学校の特別教室を改修して、お金をかけて改修したんですよね。そこで改修期間、児童クラブを実施していたんですよね。今回、なぜそのようにしなかったのかなというのがすごい不思議です。わざわざバスで遠くまで行くというのが私には理解できなくて、先日の説明会で調整できなかったというふうにおっしゃったんですね、たしか答弁のほうで。なぜ高取児童クラブではできたのに、今回は調整ができないのかというのが私理解できないので、そこを詳しく教えてください。

それから、来年度、今の状況でいくと、多分、今、学校の中にある高取児童クラブに希望者が殺到すると思うんですけれども、その場合、どのように児童を振り分けるのか、どのような対応をされるのかお聞かせください。

それから、2款1項3目の南部ふれあいプラザについてお聞きしていきます。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、高取のほうは以上で。

○13番（倉田利奈） 高取は以上ですけれども、再質問はございます。

○議長（杉浦康憲） じゃ、たくさんになると、また答弁漏れがある可能性がありますので、一旦ここで切りたいと思います。

では、答弁を求めます。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 民設民営を行うことと委託をすることについては、先ほど子ども・子育て支援法による事業の位置づけについて御説明をさせていただいた次第でございます。いわゆる委託、市が実施主体であるという事業という位置づけの中で、高浜市としてその業務を委託すると。それは民設民営であろうと委託をするという形が事業の立てつけとしては特に問題はないというふうに考えてございます。

次に、旧中央児童センターの場所を貸している状態でございますが、これは無償の理由ということでございます。こちらは高浜市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条、普通財産の無償貸付又は減額貸付の条項に基づきまして、児童クラブ、全世代楽習塾自体は、いわゆる公共的な団体、もう公共的な事業しか行っていない中での位置づけで、公共的な団体という位置づけ、いわゆる公共用、法に基づいて事業を行っているというところで無償の貸付を行っているということでございます。

次に、民設民営でバスに対して市がやる理由でございます。放課後児童健全育成事業自体が市の実施主体の中で事業を行う事業でございます。それに関連する業務としてバスの運行が発生していると。その中で委託というものは、その業務の一部を切り出す形になります。今回、委託の内容としては、従来行っていた委託の内容をそのまま委託としているものでございまして、バスの内容も含めることもできなくはないですけれども、市のバス等も活用することを考えると、費用を抑えるためには、市がそのまま直接業務として行うというところで整理してございます。

次に、高取児童クラブの改修時、小学校特別教室を使っていたんですけども、何で今回しなかったのかということでございます。

こちら、前回、一時的な移転先として図工室のほうを使ってございます。それを使うに当たり、小学校のほうのカリキュラムの変更等をお願いしている中で、その場所を使わせていただいております。今回、場所を実際に一時的な移転として、旧中央児童センターを使っているんですけれども、実際に既存の施設等を耐震補強、改修をする。また、別の場所を例えば選ぶというようなことにつきましても、実際のところ、そこに至るまでに実施設計委託や入札の手續、予算措置、工事等を考えますと、相当な期間を要するということが想定される中で、いわゆる特別教室等を貸してくれというふうに話をするにしても、やはりそれなりの調整が必要になるという中で、今回は、活動の継続性をやはり安定的に維持するために、旧中央児童センターを使用したというところでございます。

翼児童センターのシルバー人材センターの内容についてどういう形態かという御質問でございます。こちらは派遣になります。

あと高取地区に児童クラブが現在、高取児童クラブと楽習館がある中で、こういう状況になった中で、高取児童クラブに応募が殺到するのではないかという御質問でございます。

その件につきまして、現在、まだ来年度の説明のほうはしておりませんが、実際に高取児童クラブのほうの応募が多くなった場合にどういう対応をするかというふうに今問われるとなると、やはり抽せん等を実施する可能性が出てくるというふうに考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

南部のほうに移ってください。質疑の続きを。

○13番（倉田利奈） 南部ふれあいプラザのほうにいきます。

2款1項3目の南部ふれあいプラザについてお聞きしてまいります。

南部ふれあいプラザの利用実績を見たところ、南部ふれあいプラザの貸館事業については、高浜市南部第2ふれあいプラザに機能移転が可能であると私は判断したんですけれども、なぜ、今回、南部ふれあいプラザを大規模改修して残すのかお聞かせいただきたいのと、検討した内容についてもお聞かせください。

それから、先ほど全世代楽習館4,000万円ぐらいという話があったんですけれども、今回、設計委託料載っています。これ費用対効果を考えるためにも、この設計委託料を賛成するかどうかにも判断かかってくると思いますので、これ結局、改修費は幾らぐらいかかるというふうに見込んでいるのか。本当、これ概算が分からないと、改修することが適正な判断か私は分からないので、そこを教えてください。

それから、南部ふれあいプラザについても、平成18年に市が改修を行い増築されているのに、なぜ耐震がないのでしょうか。そこについても御説明をお願いいたします。

それから、10款2項3目、10款6項1目に移りたいと思います。

まず……

○議長（杉浦康憲） すみません、南部のほうはそこで、南部のほうは今の……

○13番（倉田利奈） 南部は今のところ、取りあえず1回目の質問です。

○議長（杉浦康憲） 耐震のところですね。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（杉浦康憲） では、そこまでで。

総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、なぜ機能移転が可能と考えるが、残すのかというような部分でございますが、こちら南部ふれあいプラザにつきましては、地域——まち協ですが——の拠点として今後も活用していくということで、地域のほうと話し合いをした結果、改修していくという

ような形で結論を出してございます。

改修費が実際どれぐらいになるのかというところでございますが、こちら耐震診断等業務委託の報告書の中で、どれぐらいの費用がということが試算をされております。その試算を見ますと、税抜きであります。3,129万円というような形で出てございます。

最後、平成18年に増改築をやったのに、なぜ耐震がないのかというようなところでございますが、当時の経緯は想像でしかございませんが、昭和60年に新耐震基準で増築されて使用してきたという部分についての増築になります。施設全体として耐震基準を満たしていると判断してきたものと思われま。改めて客観的数値を求めるために耐震診断を実施した結果、今回、満たしていなかったというような結果でございましたので、今回、実施設計及びその後、改修工事というような形の費用を計上していきたいと考えてございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 質問の続きいきます。

先に10款6項1目のほうからお聞きします。

これ健康診断の委託料が増額になった理由について詳しく教えていただきたいと思。います。

そして、10款2項3目の小学校の長寿命化改良事業についてお聞きしていきます。

これ吉浜小学校の長寿命化改良工事費ということなんですけれども、今回、南館の南外壁工事ということなんですけれども、私が見たところ、少し前になるんですけれども、北館の北の外壁のほうがすごく非常に劣化していて、はつりの工事費も計上され、はつり工事も行われているんですけれども、ただ、いまだにいつ壁が落ちてくるかなということ。で不安な状況です。なぜ今回、南館の工事を先に進めるのかについて御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、健康診断の委託料が増えた理由ということでございます。

こちらは当初予定していた受診者数というのが、昨年度、10月に予算編成をしておりますので、そのときの一番直近の数字ということで、令和3年度の受診者数を根拠に予算を積算して。りましたが、約25名ほど増えそう。だという予想になっております。

増えた原因でござ。い。ますが、やはり令和3年度と。い。いますと、まだ新型コロナの関係で産休・育休者を中心として受診の控えもあ。ったもの。と考えて。おります。今年度から感染症法の5類に移行したということもあり。まして、そういった受診を控えていた教員も積極的に受診を。されているのではない。か。というふう。に。考えて。おります。

それから、南校舎の外壁をなぜ先に行うか。という。こと。で。ござ。い。ますが、北校舎のほう。につ。き。ま。しては、平成28年度に簡易補修、危険な箇所は。たたき。落としたりして、少しでも危険と思。われる箇所を排除する作業を行。って。おります。あ。わせて、令和2年1月に専門業者による外壁の打診調



査を実施しておりますが、そのときは異常を確認しておりません。

なお、念のために北校舎の外壁改修の部分につきまして、三角コーンとバーを設置しまして、児童が近づけない、近づかないような配慮をさせていただいております。

そんな中で南校舎につきましては、今年度、5月中旬になりまして、学校側から南側の教室前のバルコニーといいますか、そのひさしのところからかけらが落下したという情報をいただきまして、南校舎の南面は、子供たちが日常的に通学路として使用しているところですので、危険と判断し、優先的に外壁改修を行う必要があると判断したために、今年度、前倒しで実施したいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

2回目ということ。

○13番（倉田利奈） 再質問したいと思います。

今のまず、児童クラブの関係でお聞きします。

私も児童福祉法の第6条の3、子ども支援法の第59条を読みました。これできる規定なんですね。しなければならぬということではなくて、できる規定になっております。できる規定なので、いわゆる民設民営もできるし、それから委託もできるし、それから公設公営もできるというふうに私は今現在ではそのように理解しております。

そういった中で、民設民営にするのか、委託にするのか、公設公営にするのか、ここをはっきりしなければ、税金の使い方があやふやになります。あまりにも今回、民設民営と委託のいいところ取りしていると思うんですよね。こんな契約あり得ないと思うんですよ。これ契約内容、どういった契約になっているんですか。そこをはっきりしていただきたいと思います。

それから、普通財産を使用するに当たって民設民営にしたという話なんですけれども、であれば、旧高浜児童クラブ、中央保育園の3階を別に行政財産にすればよかったですね。話なんじゃないかなと思うんですよ。なので、ここら辺、全然理解が私はできません。

それから、議案説明会の資料でも、11月から行っていたんですよね。10月17日の全員協議会で民設民営で行うことをなぜ私たちに説明しなかったのか。これについては全然答弁漏れとなっておりますので、ちゃんと説明すべきじゃなかったんですかね。私、びっくりしました。知ったのは11月で、もう既に民設民営でやり始めてから、民設民営ですよというふうに先週の議会運営委員会及び議案説明会で知ったんですよね。どうしてこういう説明をしていただかなかったのかなというのがよく分かりません。

それから、児童センターの貸出しについて、普通財産の無償貸付、これ高浜市の条例によって公共的な団体に公益的な利用をしていけば、これは使えるという条例に基づいて無償貸付をしているのかなと思うんですけれども、公益の部分についてはちょっと御説明いただきたいと思いません。

今回、もし民間でやるとなると、いわゆる営利団体扱いになると思うので、なぜそれが無償貸付ができるのかについて御説明いただきたいと思います。

それから、先ほどの発言ですごい私はびっくりしたのが、民設民営でも委託するという発言があったんですね、板倉リーダーから。民設民営で委託というのが全く私理解できません。契約上どうなっているのか教えてください。

それから、先ほどシルバー人材センターは派遣として業務に当たっているという話なんですけれども、これシルバー人材センターというのは、高浜の場合、派遣の許可というのは持っていらっしゃるのですか。その確認をしたいと思います。

それから、南部ふれあいプラザのほうにいきたいと思います。

○議長（杉浦康憲）　じゃ、1回ここで切ります。

では、答弁を求めます。

こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司）　私のほうから1点、先ほど民設民営と公設民営に切り替わった際の議会への説明というところですが、先ほどリーダーが申しましたように、公設民営、民設民営であっても、今、事業形態としてやっていること。また、委託料そのものも含めて費用的な面、運営している内容そのものは変わらないことから、そういった意味での影響はないということで成り立っておりますので、そのことから議会のほうへ、そのことが公設民営が民設民営になること自体を説明しなかったというのは、先ほどリーダーが申したとおりですので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲）　こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸）　先ほどからの倉田議員からの御質問のいわゆる民設民営についての御認識について、民設民営もいわゆる高浜市が子ども・子育て支援計画に基づいてあくまで市が実施主体、市として実施をするという形態の民設民営が一つありまして、またそれとは別に、いわゆる独立採算という形で都会とか塾とかと併せた形で児童クラブもやりますよと。利用料も補助等が委託等がない中で実施する完全独立採算制の民設民営というものもございます。

今回対応させていただいているのは、あくまで高浜市が実施主体となって事業を行うに当たっての切り出しの形の民設民営を選択しておりますので、そちらについては問題がないというふうに考えております。

また、次に、貸出し無償についての公益部分ということでございます。こちら、いわゆる法人等であることを問わず、その事業活動に対して公益性があるかどうかというもので判断するというふうに考えております。楽習館児童クラブは、介護予防事業と児童クラブの事業に特化した団体でございまして、その活動の性質としては、公益性が強い、公益性のある団体として位置づけておりますので、公益性のある団体として整理したものでございます。

普通財産を貸付けするに当たって、今回、公設民営から民設民営にするんじゃないかと、施設のほうを行政財産にすればよかったのではないかと御質問でございます。方法として、そういう方法もございます。

ただ、それを行うに当たり、喫緊に安定した場所を提供するに当たって、いわゆる地方自治法第244条の2に、市の事業として行うに当たり、公共施設を使うに当たっては、公の施設という位置づけの中で施設を位置づけなければならない。そうすると、いわゆる設管条例というものを設置する必要がある。それがこのタイミング的になかなか難しいところがある中で、じゃ、一方、普通財産を市としては貸すことができるという地方自治法第238条の5に規定されております。その2つの方法の中で、今回、第238条の5の普通財産の貸付けのほうを選択したものでございます。

○議長（杉浦康憲） 答弁漏れですね。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 答弁漏れがございました。

シルバーが派遣の許可があるかということでございます。高浜市シルバー人材センターとの契約ではなく、愛知県のシルバー人材センターと契約してございまして、愛知県のシルバー人材センターは、いわゆる派遣の許可を持っているというふうに伺っております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 本当に分かりません。なぜ民設民営で委託ができるのか。それから、市が主体となって……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、質疑のほうにってください。

○13番（倉田利奈） 法的にきちんとその辺説明していただきたいところですが、2回しかできないということで、非常に残念です。

南部ふれあいプラザの再質問をしたいと思います。

なぜプラザを大規模改修して残すのかというところなんですけれども、地域の拠点として活動する。どこもそうだと思うんですけれども、これ地域から非常に強い要望とかあったということでしょうか。拠点として活動するという部分については、これは誰の判断になるんでしょうか、教えてください。

それから、続いて、先ほどの健康診断のほうをお聞きしておきます。

これ令和3年度を根拠に積算したというお話があったんですけれども、令和3年度はコロナ真ただ中でした。なので、本来であれば、コロナの前、今、5類になったわけですので、コロナの前を基に積算すべきであったのかなと思うんですけれども、今後もこういったことをされていくのであれば、やはり補正がどんどん出てきますので、そのあたりの市としての考え方もお聞かせいただきたいのと、それから、吉浜小学校の長寿命化改良工事なんですけれども、これは令和

2年1月に打診調査をしたと言われたんですね。北館は平成28年度に簡易補修をされたということなんですけれども、これ令和2年1月の打診調査というのは、これももちろん南館の南側もされていると思うんですけれども、そのときに異常が確認されていない。逆にすごい不思議なんですよね。令和2年1月に異常が確認されていないのに、今回、南館の工事を進めなければならなかったと。もしこういうことがあれば、ほかの建物も、今のやり方では、危険性がまだまだ市民に及ぶような可能性があるとなってしまいますので、そのあたり理解できるように御説明をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 南部ふれあいプラザ、地域からの要望があったかどうかというお話であります。

全協のほうで速報値で耐震基準を満たしていなかったという報告をさせていただいた後、10月13日の金曜日ですが、南部まちづくり協議会推進委員会というものが開催されております。出席者、参加者のほうをお話しさせていただきますと、まちづくりに係る方々、パートナーと言ってもいいと思いますが、まち協の理事長、事務局長及び子どもグループ、防犯グループ、防災グループ、いきがいグループ、公園グループ、ふれあい福祉農園グループ、第2プラザグループ、チャレンジド支援グループ、盛り上げ隊などの代表者が出席している会議でございます。この中で私どものほうから、南部ふれあいプラザの一時利用の中止の経緯について御説明させていただいております。また、事務局長のほうから中止の間、一時的な対応について、こちらの代表者の方々に御説明をさせていただいております。

その中で、南部ふれあいプラザにつきましては、改修後、利用し続けたいという考え方、また今回は一時的な仮の場所であるということと代表者の間の中では共通の認識、同意をしているというふうに私どものほうは考えております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、健康診断の見積りに関してですが、令和3年度予算編成をする際に、やはり直近の数字を参考に予算編成をするということもありまして、令和3年度の数字を活用したわけなんですけれども、今後の予算編成については、そういったことも加味しながら編成のほうを心がけていきたいと考えております。

それから、南校舎の令和2年度の打診調査があったのに、なぜこのようなことになったのかということですが、確かに当時は特に異常はなかったということでしたが、校舎自体、屋上防水を含め老朽化が進んでおりましたことから、その数年間でさらに劣化が進んで、表面のコンクリート部分の異常が出てきたものと考えております。

今後につきましては、長寿命化計画に基づきまして、随時、長寿命化改良工事を進めながら外

壁改修を含め、校舎が健全な建物となるよう工事を進めてまいりたいと思います。

また、長寿命化改良工事が先に予定されております翼小学校などにつきましても、長寿命化計画に基づきまして、近いうちに外壁改修等を進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第65号 令和5年度高浜市一般会計補正予算について反対討論を行います。

全世代楽習館と高浜南部ふれあいプラザの耐震診断の結果、様々な項目で補正予算が計上されております。全世代楽習館の耐震が確認されないうちに、耐震性のあった旧高取幼稚園が取り壊されました。このようなことでは、いつまでたっても公共施設の計画は、市民から行き当たりばったりと言われ続けます。

また、楽習館児童クラブを利用している児童は、バスに乗って旧高浜児童クラブに移動しなければなりませんし、その経費が市の負担になっています。

高取小学校内にある高取児童クラブの改修時に高取小学校を利用したのですから、なぜ今回、学校を使わないのか理解できません。高取小の児童は、片や、きれいに改修された小学校内にある児童クラブに行くことができますが、もう一方では、離れた場所にある不便な児童クラブに行くことになり、あまりにも不公平と言わざるを得ません。

また、楽習館児童クラブは、民設民営で、11月より運営形態が変わっているにもかかわらず、議員に全く知らされることもなく、臨時議会の告示で初めて知るという事態で、あまりにも議員がないがしろにされていることについて残念であり、驚きを隠せません。

また、南部ふれあいプラザについても、南部まちづくり協議会は2つの公共施設を管理運営していることから、高浜南部第2ふれあいプラザに拠点をなぜ移すことができないのでしょうか。公共施設の複合化と言いながら、プラザが2つもあり続けることに理解ができません。

今回、吉浜小学校の長寿命化改良工事費が計上されております。これは児童の安全を考えた上で工事計画を早め、その補助金が内定されたためです。

現在、小・中学校の改修工事が高浜市学校施設長寿命化計画に基づき進められてきております。外壁や屋上の防水や塗装など、とっくに改修が必要であったところについて、やっと順番に改修されてきております。しかし、まだ手がつけられていないところは、その間、どんどん劣化が進

んできています。今までのツケが回ってきて、改修費もより高額になっているとしか思えません。

今回は臨時議会ですが、臨時議会は、緊急やむを得ない議案を審議するために開催されるものですが、令和5年の臨時議会は4回目になります。公共施設改修時に法律に基づいて適切な改修がされていれば、必要がない議案となっております。なぜこのように何回も臨時議会が開催されるのでしょうか。いま一度、市民のために働き、市民から預かった大事な税金を運用しているということを再度自覚して業務に臨んでいただくようお願い申し上げます、反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

5番、野々山 啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、議案第65号 令和5年度高浜市一般会計補正予算、放課後児童健全育成事業について、公明党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

耐震診断結果において、全世代楽習館のI s値（構造耐震指標）0.6を下回る診断結果が判明し、全世代楽習館の一般利用が中止となりました。11月以降は、旧中央児童センターを使用し活動を継続する中で、楽習館児童クラブを利用する学童及び保護者様へ安心して継続利用していただくためには必要な改正となると考え、賛成とさせていただきます。

以上です。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ここで皆さんにお諮りいたします。

このまま討論を続けると、正午を超えることとなりますが、このまま会議を続けることとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。このまま会議を続けます。

では、反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第65号 高浜市一般会計補正予算について、市政クラブを代表し賛成の立場で討論をいたします。

まず、全世代楽習館が使用できなくなり、ここで行われていた児童クラブの活動、これが旧中央児童センターを活用して事業を継続しているということになっております。この事業は、継続

することは必ず必要な事業であると思います。

旧児童センターを活用するに当たり、学区外ということもあり、高浜市のバス、また使えないときは民間に委託したバスを使う。そして、そのことが児童の安全、そして保護者の安心につながる、そういった考え方には賛同するものであります。

来年度以降の活動については、まだ未知の部分もありますが、早急に検討をお願いして、賛成といたします。

続いて、南部ふれあいプラザについてですが、南部ふれあいプラザは開設以来、様々な活動の場、事業を行う場所として、地域の皆様が気軽に立ち寄れ、親しまれる施設となっておりました。南部まちづくり協議会さんの活動の拠点でもあり、住民自治、地域分権、地域共生の拠点という立場でもあります。

南部地区には、先ほど質問にもありましたとおり、旧南部公民館である第2ふれあいプラザもごございます。そこに一本化すればよいのではないかというお声もありますが、先ほど当局の答弁にもありましたとおり、地域の要望は強いものがあり、今までプラザで活動してきた事業についても、残念ながら休止せざるを得ない事業もあり、またその地域で行っていた子ども食堂などは、地域の離れた吉浜公民館で今継続しているという状況もあります。

また、第2プラザに利用が集中することにより、本来、第2プラザで行っていた事業にもしわ寄せがいき、活動の場を奪われてしまうということにもなっております。

さらに、南部ふれあいプラザは、放課後の児童が、子供たちが安心して安全に遊べる、安全に寄れる、そんな場所でもありました。今、休止しているところで、子供たちには第2プラザのロビーで遊べるよと伝えてはいるのですが、なかなかそちらには子供たちは来ない。その子供たちは今どうしているのか、大変気がかりであります。

さらに、南部ふれあいプラザの敷地内には防火水槽が設置されております。地域の防災設備としても大変重要な設備であると認識しております。この南部ふれあいプラザを今後も継続利用していく、これは必要なことだと考えております。

議員の皆様には、地域の声を聞いていただき、この場においてこの議案に賛成していただくことをお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第66号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第66号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ6万円を減額し、補正後の予算総額を30億5,603万円といたすものであります。

42ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、3款2項2目及び5款3項1目の地域支援事業交付金、4款1項2目の地域支援事業支援交付金並びに7款1項1目の一般会計繰入金は、いずれも歳出の一般介護予防事業費の減少に伴う減額であります。

44ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、4款2項1目の一般介護予防事業費は、全世代楽習館で行われていた介護予防事業を指定管理から業務委託へ変更することに伴い、委託料を9万9,000円減額するとともに、公共施設会場使用料を2万円増額いたすものであります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、ただいま説明いたしました4款2項1目の一般介護予防事業費の減額に伴い1万9,000円を増額するものであります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

[13番 倉田利奈 登壇]

○13番（倉田利奈） 議案第66号 高浜市介護保険特別会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

今回の介護保険特別会計の補正予算は、全世代楽習館が耐震のある施設であれば、計上される



ことのない補正予算です。あまりにもずさんな公共施設計画によって浮上したこの補正予算については賛成できません。

以上です。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和5年第4回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました議案4件につきまして、慎重に御審議をいただき、原案のとおり御可決を賜り、誠にありがとうございました。報告1件につきましても、お聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました前向きな御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[市長 吉岡初浩 降壇]

○議長（杉浦康憲） これをもって令和5年第4回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は、議員各位の慎重なる御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

これをもって閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後0時8分閉会

---